

## 旭川市自転車駐車場基本計画策定協議会設置要綱

### (設置)

第1条 中心市街地における放置自転車対策のために、関係行政機関をはじめ地元商店街や市民の理解と協力のもと、自転車駐車環境の向上並びに秩序ある利用の促進を図るため、旭川市自転車駐車場基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設立する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自転車の駐車環境の整備に関すること。
- (2) 自転車利用者の秩序の向上に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全利用の促進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 道路管理者
- (3) 北海道警察
- (4) 公共交通事業者
- (5) 地元商店街の代表者
- (6) 地元住民の代表者
- (7) 学校教育関係者
- (8) 関係市民団体
- (9) 公募市民
- (10) 行政機関等に従事する者
- (11) その他市長が必要と認めたる者

### (任期)

第4条 任期は第1回協議会開催日から、基本計画策定日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

### (招集)

第6条 協議会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 協議会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建築部都市計画課及び土木部土木管理課において行う。

### (その他)

第8条 市長は協議会を機能的にするために、必要な幹事会をおくことができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年 3月15日から施行する。